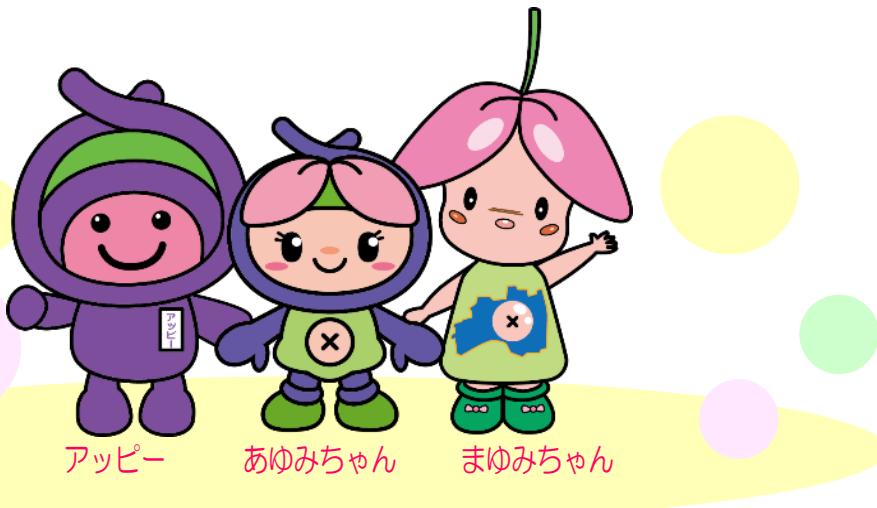


令和8年度 本宮市保育所に入所を希望する方へ



本宮市認可保育所一覧

区分	保育所名	住所	電話	定員	入所可能年齢	保育時間
公立	みずいろ保育所	本宮字下台 77-1	34-5881	116人	1歳児～5歳児	7:00 ～ 19:00
	たかぎ保育所	高木字大学 80-1	33-5131	128人	6ヶ月～5歳児	
	まゆみ保育所	本宮字反町 12-1	33-1611	128人	6ヶ月～5歳児	
	五百川幼保総合施設 (五百川おひさま幼保園)	荒井字山神 23-1	33-4370	166人	6ヶ月～3歳児	
	白沢保育所	糠沢字五味内 211	44-3117	71人	6ヶ月～3歳児	
私立	もとみや幼児の家保育園	仁井田字樹形 42-60	34-3640	39人	6ヶ月～5歳児	
	光明保育園	荒井字南ノ内 66-4	34-5888	45人	6ヶ月～5歳児	
	どんぐり保育園	本宮字小幡 14-5	33-5905	39人	6ヶ月～5歳児	



※1. 就労等の状況により、早朝保育及び延長保育を利用できます。

◆早朝保育 7:00～8:00 ◆延長保育 18:00～19:00

※2. クラス年齢は、令和8年4月2日現在での満年齢です。

○お問合せ先：本宮市役所 教育部 幼保学校課
TEL 0243-24-5446

本宮市 保育所

検索

保育所は、保護者が「働いている」、「病気の状態にある」、「介護を行っている」などの理由で、家庭での保育が十分に行えない状態にある乳幼児を、保護者の委託を受けて保育を行う施設です。

1. 入所申込みできる方

入所対象は、**本宮市内に住所を有し、次の理由により家庭での保育が困難と認められる**集団保育可能な小学校入学前の乳幼児です。また、理由によって保育実施期間に制限があります。なお、育児休業中の方は、満了予定の3か月前から申込みが可能です。

ただし、育児休業延長を希望する方の申し込みはできません。

入所理由(保護者が…)	保育実施期間
就労のため(就労が内定している)	入所後に退職した場合、次の就労先が決まらなければ3か月で退所となりますので満了日の15日前までに就労証明書等を提出ください。
妊娠中・出産のため	出産予定日の2か月前から出産後2か月後の月末まで
病気(疾病)のため	保護者の病気等が回復するまで
同居の父母または親族の看護(介護)のため	看護している病人が回復するまで
災害にあったため	災害の復旧に必要な期間
その他(就学、職業訓練など)	その理由に応じて決定します。

※1 就労時間が1月あたり64時間未満の場合は就労認定されません。

※2 求職中の方の入所も受付いたしますが、定員に余裕がないときは、入所保留となる場合があります。入所した場合3か月間の利用ができますが、期間満了日の15日前までに就労証明書等の提出がない場合は退所となります。

2. 提出書類

- 支給認定申請書兼入所園申込書（乳幼児1人につき1枚）
- 就労証明書 父 母 その他 [_____]
(乳幼児1人につき1枚提出です。兄弟姉妹で同時申込の場合はコピー代用可です)
- 妊娠中の場合は**母子健康手帳の写**（出産予定日が確認できる部分のコピー）
- 病気・障がいなどの場合は医師の**診断書**（意見書）や**障がい者手帳の写**など。
- 本宮市に転入予定の方は、「**新築住宅の工事請負契約書**」、または、「**借家賃貸借契約書**」等の写（コピー）
- 入所判定のため別途必要な書類等のご提出をお願いする場合があります。
[_____]
- ひとり親世帯の場合、戸籍謄本等ひとり親であることがわかる書類
- 入所申込書へは、各世帯員の個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。そのため、**申込書を提出に来た保護者様へは「個人番号カード」の提示をお願いします。**
「**通知カード**」の提示の場合は、本人確認のため免許証等の身分証明書の提示も併せてお願いします。
- 個人番号カード
- 通知カード 運転免許証等（写真付） その他[_____]

3. 入所受付（申込み）

あらかじめ提出書類をご準備いただき、第1希望の保育所へ事前に電話連絡のうえ、申込書を提出ください。（土日祝日は行いません。）必ず、入所希望するお子さんと一緒に保育所へお越しください。 なお、1歳に満たない乳幼児の場合は、保護者のみで結構です。

申込受付：入所希望日の3ヶ月前から受付します。

申込期限：入所希望月の2ヶ月前の月の25日までに提出して下さい。

（25日が土日祝日の場合は、翌営業日とします。）

【申込期限（例）】

入所希望日 : 9月1日の場合 → 判定会 : 8月上旬 → 申込期限 : 7月25日
[/] [/ 上旬] [/ 25日]

4. 入所決定

毎月上旬に入所判定会（月1回）を開催し、定員に空きがある場合は、優先度（保育に欠ける度合い）の高い方から入所（内定）のご案内をいたします。

また、入所いただける場合でも、定員の関係上、希望以外の保育所へのご案内となる事がありますのであらかじめご了承ください。

5. 保育料算定

① 保育料は市民税所得割額と入所児童の年齢等により算出します。また、同一世帯で同時に保育所・幼稚園に通っている場合などは保育料が軽減される場合があります。

② 市民税所得割額は、入所児童と生計を一にしている父母及びそれ以外の同住所の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の市民税所得割額の合計額で算定します。

ただし、保育料の算定にあたっては、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除などの適用はありません。

③ 保育料は、年度途中の9月に算定基礎となる市民税所得割額の課税年度切り替えを行います。

・市民税所得割額の切り替え区分は次のとおり

令和8年4月分～令和8年8月分：令和7年度の市民税所得割額より算定

令和8年9月分～令和9年3月分：令和8年度の市民税所得割額より算定

④ 離婚や再婚等により世帯員の変更があった場合は、保育料が変更となる場合がありますので速やかに各保育所または本宮市役所 教育部 幼保学校課まで届出ください。

※国の幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスの子供たちは、保育料が無料となります。

また、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子供たちも、保育料が無料になります。

具体的な料金設定については、本宮市ホームページ「保育所保育料について」、
または別紙「本宮市保育所保育料のご案内」を参照ください。



本宮市ホームページ
「保育所保育料について」

6. 入所説明会

入所が内定した場合は、隨時、入所予定の保育所において入所説明会を行います。その際、ならし保育の期間を設定し、入所日を決定します。

7. 土曜保育・延長保育

保護者様の勤務状況等により、土曜保育・延長保育が利用できます。
別途、申込みが必要となりますが、詳細は入所説明会時にご相談ください。

土曜保育	利用にあたり保育料の変化はありません。
延長保育	午後6時～午後7時 1人あたり月額2,500円 ※私立保育園は、延長保育料が異なります。

※実際の利用の有無に関わらず、利用が承認されれば保育料が発生しますのでご注意ください。（公立施設のみ）

8. 給食について・・・

- ①3歳未満児…完全給食です。
- ②3歳以上児…主食（ごはん）はご家庭で準備願います。副食（おかず）及びおやつは給食となります。
※私立保育園は、別途お問合せください。

9. 保護者会費等について・・・

- 保育料のほかに、保護者会費等が必要となりますので、あらかじめご了承願います。

本宮市の認可保育所

本宮市には、公立保育所（5カ所）と私立保育所（3カ所）の計8カ所の認可保育所があります。

市では、公立・私立の保育士を対象に、各種職員研修会等を開催し、さらなる保育の質の向上を目指し、安全・安心な保育環境の提供に努めております。

保護者の皆様方へは、入所希望保育所の選定をする際に、「施設見学」も受け付けておりますので、見学を機会に施設の保育方針や特色などについて事前に確認することも可能ですので、お気軽に各施設へお問合せ願います。

